

関税暫定措置法施行令の一部を改正する政令（案） 新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（輸入数量の算出方法）</p> <p>第十四条 法第七条の三第七項の規定により算出する同条第一項に規定する輸入数量は、法の別表第一の六に掲げる物品の輸入申告（関税法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十（外国貨物を置くこと等の承認）の承認の申請（以下この項及び第二十八条において「蔵入れ申請等」という。）がされた物品にあつては当該蔵入れ申請等とし、同法第七十六条第一項（郵便物の輸出入の簡易手続）に規定する郵便物にあつては同条第三項の規定による提示とする。第二十五条第四項の表及び別表第一において同じ。）に係る数量として、関税法第二百二条第一項第一号（証明書類の交付及び統計の閲覧等）の統計（以下「貿易統計」という。）に計上される数量（法の別表第一の六の一三の項から一四の二の項まで及び二一の項に掲げる物品にあつては、当該物品に係る数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この項、次項及び第五項において「統計計上数量」という。）を、統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて月ごとに集計し、これを順次加算する方法により算出した数量とする。ただし、平成二十九年度における法第七条の三第一項に規定する輸入数量を算出する場合において、当該年度の前年度において同表に掲げる物品のうち同条第二項第六号の規定により同条第一項の規定の適用をしなかつたものがあるときは、当該適用をしなかつたもの（平成七年度から平成二十八</p>	<p>（輸入数量の算出方法）</p> <p>第十四条 法第七条の三第七項の規定により算出する同条第一項に規定する輸入数量は、法の別表第一の六に掲げる物品の輸入申告（関税法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十（外国貨物を置くこと等の承認）の承認の申請（以下この項及び第二十八条において「蔵入れ申請等」という。）がされた物品にあつては当該蔵入れ申請等とし、同法第七十六条第一項（郵便物の輸出入の簡易手続）に規定する郵便物にあつては同条第三項の規定による提示とする。別表第一において同じ。）に係る数量として、関税法第二百二条第一項第一号（証明書類の交付及び統計の閲覧等）の統計（以下「貿易統計」という。）に計上される数量（法の別表第一の六の一三の項から一四の二の項まで及び二一の項に掲げる物品にあつては、当該物品に係る数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この項、次項及び第五項において「統計計上数量」という。）を、統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて月ごとに集計し、これを順次加算する方法により算出した数量とする。ただし、平成二十九年度における法第七条の三第一項に規定する輸入数量を算出する場合において、当該年度の前年度において同表に掲げる物品のうち同条第二項第六号の規定により同条第一項の規定の適用をしなかつたものがあるときは、当該適用をしなかつたもの（平成七年度から平成二十八年度までの各年度の初日か</p>

年度までの各年度の初日から当該各年度の発動日（同項に規定する発動日をいう。）が属する月の前々月の末日までに関税法第四十三条の第三項（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十の規定による承認（第十九条の八第二項第二号において「蔵入れ承認等」という。）を受けたものを除く。）の統計計上数量を平成二十九年度における法第七条の三第一項に規定する輸入数量に加算するものとする。

2 5 (省 略)

（特惠受益国等及び特別特惠受益国並びに特惠関税の便益を与えない物品等の指定）

第二十五条 法第八条の二第一項に規定する政令で定めるものは、次の各号のいずれにも該当する国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下第四項まで並びに第八項第一号及び第二号において同じ。）であつて、その国の社会経済情勢その他の事情を勘案して同条第一項の規定による関税についての便益を与えることが適当であるものとして財務大臣が指定したものとする。

- 一 その国の平成二十八年以後の連続する三年の各年の国際復興開発銀行が公表する国ごとの一人当たりの所得の額に関する統計その他の財務省令で定める統計（次号、第三項第一号及び第四項の表において「国際復興開発銀行統計等」という。）における一人当たりの所得の額が次のいずれにも該当しないもの（当該一人当たりの所得の額が次のいずれにも該当しない連続する三年（当該連続する三年が二以上あるときは、最も遅い当該連続する三年）後に次のいずれかに該当する連続する三年がないものに限る。）
 - イ 国際復興開発銀行が公表する高所得国の所得水準を勘案して財務大臣が定める所得水準に該当するもの
 - ロ 財務省令で定めるところにより算出した世界の輸出額の総額

ら当該各年度の発動日（同項に規定する発動日をいう。）が属する月の前々月の末日までに関税法第四十三条の第三項（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十の規定による承認（第十九条の八第二項第二号において「蔵入れ承認等」という。）を受けたものを除く。）の統計計上数量を平成二十九年度における法第七条の三第一項に規定する輸入数量に加算するものとする。

2 5 同 上

（特惠受益国等及び特別特惠受益国並びに特惠関税の便益を与えない物品等の指定）

第二十五条 法第八条の二第一項に規定する政令で定めるものは、別表第二に掲げる国及び地域とする。

のうち占めるその国の輸出額の割合が一パーセント以上である国にあつては、国際復興開発銀行が公表する高中所得国の所得水準を勘案して財務大臣が定める所得水準に該当するもの

二 国際復興開発銀行統計等の公表により前号に該当することが明らかになつた日以後に、その国の政府が財務大臣に対し、法第八条の二第一項の規定による関税についての便益を受けることを希望する旨を通知したもの

2 | 財務大臣は、前項の規定に基づき法第八条の二第一項の規定による関税についての便益を与えることが適当であるかどうかを判断するため必要があると認めるときは、外務大臣その他関係行政機関の長に対し、その判断のための参考となるべき意見を求めることができる。

2 | 法第八条の二第二項に規定する同条第一項の規定による関税についての便益を与えない物品は、次の各号に掲げる物品とする。

一 別表第二の第七二号に掲げる国を原産地とする次に掲げる物品であつて、平成三十年三月三十一日までに輸入されるもの

イ 関税率表第〇五一・九一号の二又は第二〇〇五・九九号の二の(四)のAの(b)に掲げる物品

ロ 関税率表第五八・〇二項、第六五・〇四項、第六九・一三項、第七〇・〇七項、第八二・一五項、第九〇・〇四項又は第九四・〇五項に掲げる物品（法第八条の二第一項第二号及び第三号に規定する税率の適用を受けるものに限る。）

二 別表第二の第四号に掲げる国を原産地とする関税率表第一〇〇七・九〇号に掲げる物品のうち関税定率法第十三条第一項（製造用原料品の減税又は免税）の適用を受けないものであつて、平成三十一年三月三十一日までに輸入されるもの

三 別表第二の第七二号に掲げる国を原産地とする次に掲げる物品であつて、平成三十一年三月三十一日までに輸入されるもの

イ 関税率表第〇六〇四・二〇号又は第一二一一・九〇号の二の(二)に掲げる物品、関税率表第一四〇四・九〇号の四に掲げる物品（かしの葉及びさとりいばらの葉以外のものに限る。）

、関税率表第一五〇五・〇〇号の一又は第二〇〇一・九〇号の一の(四)に掲げる物品、同号の二の(五)に掲げる物品（しよがが以

外のものに限る。)及び関税率表第二三〇九・一〇号の二の(ロ)のBの(b)に掲げる物品

ロ 関税率表第二九・一九項、第二九・二五項、第四四・一四項、第四四・一五項、第五三・〇九項、第六一・一六項又は第九六・一六項に掲げる物品(法第八条の二第一項第二号及び第三号に規定する税率の適用を受けるもの限り、法第七条の三第一項に規定する協定税率が無税とされているものを除く。)

四 別表第二の第六七号に掲げる国を原産地とする関税率表第三五・〇五項に掲げる物品であつて、平成三十二年三月三十一日まで輸入されるもの(第六号に掲げるものを除く。)

五 別表第二の第七二号に掲げる国を原産地とする次に掲げる物品であつて、平成三十二年三月三十一日までに輸入されるもの

イ 関税率表第七〇六・九〇号に掲げる物品のうちごぼう、関税率表第七〇九・五九号に掲げる物品のうちまつたけ、関税率表第七一二・九〇号の二に掲げる物品のうちたけのこ、関税率表第九一〇・一一号の二の(ロ)のBに掲げる物品、関税率表第一二一二・九九号の二に掲げる物品(あんず、桃(ネクタリンを含む。))又はプラムの核及びび仁以外のものに限る。)

関税率表第一六〇四・一五号、第一六〇四・一七号又は第一六〇四・一八号に掲げる物品、関税率表第一六〇四・一九号に掲げる物品(節類以外のものに限る。)、関税率表第一六〇四・三二号に掲げる物品(イクラ以外のものに限る。)、関税率表第一六〇五・一〇号の二に掲げる物品(米を含むもの以外のものに限る。)、関税率表第一六〇五・五五号の二又は第一六〇五・五六号の二に掲げる物品(気密容器入りのもの以外のものに限る。)、関税率表第一六〇五・五九号の一の(ロ)に掲げる物品、関税率表第二〇〇一・九〇号の二の(五)に掲げる物品のうちしようが及び関税率表第二二〇六・〇〇号の二の(ロ)のBの(b)に

掲げる物品（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二十三条第二項第三号イに規定するもの以外のものに限る。）

ロ 関税率表第二七・〇一項、第二七・〇四項、第二八・〇九項、第二八・二五項、第二八・二七項、第二八・三四項、第二八・三五項、第二八・三九項、第二八・四九項、第二九・二三項、第二九・三八項、第三六・〇四項、第三八・〇一項、第三八・〇二項、第三八・〇六項、第三八・一四項、第三八・一六項、第三九・二三項、第三九・二四項、第三九・二六項、第四〇・一〇項、第四四・一二項、第四四・一九項から第四四・二一
項まで、第四六・〇一項、第四六・〇二項、第五一・〇七項、
第五三・〇六項、第五六・〇七項、第五六・〇九項、第五七・
〇二項、第五七・〇三項、第五七・〇五項、第五八・〇六項、
第五九・〇三項、第六二・一三項、第六二・一五項から第六二
・一七項まで、第六三・〇一項から第六三・〇七項まで、第六
五・〇五項、第六五・〇六項、第六六・〇一項、第六七・〇二
項、第六九・〇二項、第六九・〇七項、第六九・一一項、第六
九・一二項、第七四・〇六項、第七四・一一項、第七六・〇七
項、第七六・一〇項、第七九・〇七項、第八一・〇四項、第八
一・一一項、第八二・一一項、第八二・一三項、第八三・〇一
項、第八三・〇二項、第八三・〇四項、第八三・〇六項、第八
五・四五項、第九〇・〇三項、第九四・〇四項、九五・〇五
項、九五・〇七項、第九六・〇三項、第九六・〇八項、第九
六・一五項又は第九六・一七項に掲げる物品（法第八条の二第
一項第二号及び第三号に規定する税率の適用を受けるものに限
り、法第七条の三第一項に規定する協定税率が無税とされてい
るものを除く。）

六 第十九条第二号、第三号、第五号、第六号、第九号、第十一号、第十二号、第十三号又は第十五号に掲げる国際約束において関

3 特恵受益国等（法第八条の二第一項に規定する特恵受益国等を含む。以下同じ。）のうち次の各号（第一号については、特恵受益国等のうち特別特恵受益国（同条第三項に規定する特別特恵受益国をいう。第七項及び第八項において同じ。）以外の国（次項の表において「一般特恵受益国」という。）に限る。）のいずれかに該当するものは、当該各号に定める日から起算して一年を超えない範囲内において財務大臣が定める日において、特恵受益国等でなくなるものとする。

一 その国の平成二十八年以後の連続する三年の各年の国際復興開発銀行統計等における一人当たりの所得の額が第一項第一号イ又はロに該当するもの 国際復興開発銀行統計等の公表によりこの号に該当することが明らかになった日

二 その国の政府が財務大臣に対し、法第八条の二第一項の規定による関税についての便益を受けることを希望しない旨の通知をしたもの 財務大臣がその通知を受けた日

三 その国の社会経済情勢その他の事情を勘案して財務大臣が法第八条の二第一項の規定による関税についての便益を与えることが

税の譲許が定められている物品であつて、それぞれ別表第二の第一二三号、第一一九号、第六七号、第一三号、第九八号、第一〇四号、第一二二号、第一〇九号又は第一三〇号に掲げる国を原産地とするもの（当該物品の当該国際約束に基づく関税率が法第八条の二第一項の規定による税率を超えるものを除く。）

七 第十九条第八号又は第十六号に掲げる国際約束において関税の譲許が定められている物品であつて、当該国際約束の我が国以外の締約国のうち法第八条の二第一項に規定する特恵受益国等（同条第三項に規定する特別特恵受益国を除く。）を原産地とするもの（当該物品の当該国際約束に基づく関税率が同条第一項の規定による税率を超えるもの及び前号に掲げるものを除く。）

3 法第八条の二第三項に規定する政令で定める国は、別表第二の第二号、第七号、第九号、第一四号、第一九号、第二〇号、第二八号から第三一号まで、第三三号、第四一號、第四四号、第四六号から第四九号まで、第五四号、第五九号、第六〇号、第六五号、第六六号、第六九号から第七一号まで、第七四号、第七五号、第八六号から第八八号まで、第九一號、第九五号、第九六号、九九九号、第一〇一號、第一〇二號、第一〇五号、第一一六号から第一一八号まで、第一二二號、第一二五号、第一二六号、第一三五号及び第一三七号から第一三九号までに掲げる国とする。

適当でない」と認められたもの。その認められた日

4 法第八条の二第二項に規定する同条第一項の規定による関税についての便益を与えない物品は、次の表の中欄に掲げる物品とし、当該物品に当該便益を与えない期間は、同表の下欄に掲げる期間とする。

項名	物 品	期 間
一	対象物品（法第八条の二第一項各号に掲げる物品を財務省令で定めるところにより区分したものをいう。以下この表において同じ。）のうち、各年度の初日の属する年（以下この表において「当該年」という。）の前々年の一の対象物品の輸入額（輸入される物品の輸入申告に係る価格として貿易統計に計上された額をいう。以下この表において同じ。）のうちを占める同年の一の一般特惠受益国（当該年の三年前の年の国際復興開発銀行統計等における一人当たりの所得の額が第一項第一号イ又はロに該当したものに限り。）を原産地とする当該対象物品の輸入額の割合が二十五パーセントを超え、かつ、その輸入額が十億円を超えるもの（当該一般特惠受益国を原産地とするものに限る。）。ただし、当該対象物品に属する物品のうち次に掲げるものを除く。 (一) 当該一般特惠受益国を原産地とする物品であつて、我が国と当該一般特惠受益国が締結する一の国際約束（法第七条の七第一項の国際約束であつて、当該年度	当該年の四月一日から当該年の翌年の三月三十一日まで

	<p>に我が国及び当該一般特恵受益国について効力を生ずると同年度の前年度に見込まれたものに限る。)が我が国について効力を生ずる日と当該一般特恵受益国について効力を生ずる日とのいずれか遅い日における当該物品の当該国際約束に基づき関税率が法第八条の二第一項各号に定める税率以下のもの</p> <p>(二) 協定税率(法第七条の三第一項に規定する協定税率をいう。以下この項において同じ。)が無税とされているもの(当該一般特恵受益国が協定税率の適用又は関税率法第五条の規定による関税についての便益を受けることができる場合に限る。)</p>	
<p>二</p>	<p>対象物品のうち、当該年の前々年までの過去三年間の一の対象物品の輸入額のうちに占める当該三年間の一の一般特恵受益国を原産地とする当該対象物品の輸入額の割合が五十パーセントを超え、かつ、その輸入額が四十五億円を超えるもの(当該一般特恵受益国を原産地とするものに限る。)。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(一) 当該対象物品のうち、当該三年間の当該一般特恵受益国を原産地とする全ての対象物品の特恵適用輸入額(法第八条の二第一項の規定の適用を受けた物品の輸入申告に係る価格として貿易統計に計上</p>	<p>当該年の四月一日から平成三十三年三月三十一日まで</p>

	三	四
<p>された額をいう。以下この項において同じ。）のうちを占める当該三年間の当該一般特惠受益国を原産地とする当該対象物品の特惠適用輸入額の割合が二十五パーセントを超えるもの</p> <p>(二) 当該対象物品に属する物品のうち一の項の中欄(一)又は(二)に掲げるもの</p>	<p>第十九条各号に掲げる国際約束(一)以上の一般特惠受益国について効力を生じているものに限る。以下この項において同じ。)において関税の譲許が定められている物品であつて、それぞれの国際約束の我が国以外の締約国のうち一般特惠受益国を原産地とするもの(当該物品の当該国際約束に基づく関税率(当該一般特惠受益国についての関税率が二以上ある場合には、これらの関税率のうち最も低いものとし、法第七条の七第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定による措置がとられている場合には、当該規定の適用がないものとした場合の関税率とする。)が法第八条の二第一項各号に定める税率を超えるものを除く。)</p>	<p>特惠受益国等を原産地とする物品の有する国際競争力の程度その他の事情を勘案して法第八条の二第一項の規定による関税についての便益を与えることが適当でないものとして財務大臣が認めるもの(一の項から三の項までの中欄に掲げる物品を除く。)</p>
	<p>当該物品に係る国際約束において定められている関税の譲許の適用期間</p>	<p>当該便益を与えることが適当でないことと認められる事由</p>

	に 応 じ て 財 務 大 臣 が 定 め る 期 間

5 法第八条の二第三項に規定する政令で定める国は、その国の社会経済情勢その他の事情を勘案して同項の規定による特恵関税（同項に規定する特恵関税をいう。次項及び第七項第三号において同じ。）についての便益を与えることが適当であるものとして財務大臣が指定したものとす。

6 第二項の規定は、財務大臣が前項の規定に基づき法第八条の二第三項の規定による特恵関税についての便益を与えることが適当であるかどうかを判断するため必要があると認める場合について準用する。

7 特別特恵受益国のうち次の各号のいずれかに該当するものは、当該各号に定める日から起算して一年を超えない範囲内において財務大臣が定める日において、特別特恵受益国でなくなるものとする。

- 一 第三項第二号又は第三号に該当するもの 当該各号に定める日
- 二 国際連合総会の決議により後発開発途上国でなくなったもの
その決議の日

三 その国の社会経済情勢その他の事情を勘案して財務大臣が法第八条の二第三項の規定による特恵関税についての便益を与えることが適当でないことと認められた日

8 財務大臣は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項を官報で告示するものとする。

- 一 第一項の規定による特恵受益国等の指定をした場合
その指定した国
- 二 特恵受益国等が第三項各号のいずれかに該当した場合
該当し

た国及び同項の規定により財務大臣が定める日

三 第四項の表の各項（三の項を除く。）の中欄に掲げる物品がある場合、当該物品及び当該物品に係る当該各項の下欄に掲げる期間

四 第五項の規定による特別特惠受益国の指定をした場合、その指定した国

五 特別特惠受益国が前項各号のいずれかに該当した場合、該当した国及び同項の規定により財務大臣が定める日

（原産地の意義）

第二十六条 法第八条の二第一項又は第三項に規定する原産地とは、次の各号に掲げる物品の区分に応じ当該各号に規定する国又は地域（以下「原産地」という。）をいう。

一 一の国又は地域（法第八条の二第一項又は第三項に規定する国又は地域をいう。以下この条において同じ。）において完全に生産された物品として財務省令で定める物品

二 一の国又は地域において、前号に掲げる物品以外の物品をその原料又は材料の全部又は一部としてこれに実質的な変更を加えるものとして財務省令で定める加工又は製造により生産された物品

2 一の国又は地域において、本邦から輸出された物品をその原料又は材料の全部又は一部として別表第二に掲げる物品以外の物品が生産された場合における前項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 その生産された物品が当該本邦から輸出された物品又はこれと前項第一号に掲げる物品のみを原料又は材料として生産された場合には、当該生産された物品は、当該国又は地域において完全に生産された物品とみなす。

二 前号に規定する場合以外の場合における前項第二号の規定の適

（原産地の意義）

第二十六条 同上

一 同上

二 同上

2 一の国又は地域において、本邦から輸出された物品をその原料又は材料の全部又は一部として別表第三に掲げる物品以外の物品が生産された場合における前項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 同上

二 同上

用については、本邦から輸出された物品は、同項第一号に掲げる物品とみなす。

3 インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ及びベトナムの五箇国（以下この項において「東南アジア諸国」という。）のうちの一の国から本邦へ輸出される物品で当該物品の生産（当該物品の生産のために原料又は材料として使用された物品の生産を含む。）が東南アジア諸国のうち二以上の国（当該物品を本邦へ輸出する国を含む場合に限る。）を通じて行われたもの（前二項の規定によりその原産地が定められるものを除く。）については、東南アジア諸国を一の国とみなして、前二項の規定を適用する。この場合において、その原産地が東南アジア諸国とされる物品については、当該物品を本邦へ輸出する国を当該物品の原産地とする。

（原産地の証明）

第二十七条 特惠受益国等を原産地とする物品（以下「特惠受益国原産品」という。）について、法第八条の二第一項又は第三項の規定の適用を受けようとする者は、当該物品が特惠受益国原産品であることを証明した書類（以下「原産地証明書」という。）を税関長に提出しなければならない。ただし、次に掲げる物品については、この限りでない。

- 一 税関長が物品の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認められた物品
- 二 課税価格の総額が二十万円以下の物品（前号に掲げる物品に該当するものを除く。）
- 三 特例申告貨物である物品（特惠受益国原産品であることを確認するために原産地証明書の提出の必要があると税関長が認めるもの及び前二号に該当するものを除く。）

3 同上

（原産地の証明）

第二十七条 法第八条の二第一項に規定する特惠受益国等（以下「特惠受益国等」という。）を原産地とする物品（以下「特惠受益国原産品」という。）について、同項又は同条第三項の規定の適用を受けようとする者は、当該物品が特惠受益国原産品であることを証明した書類（以下「原産地証明書」という。）を税関長に提出しなければならない。ただし、次に掲げる物品については、この限りでない。

- 一 同上
- 二 同上
- 三 同上

2 前項第二号に掲げる物品の原産地は、当該物品の種類、商標等又は当該物品に係る仕入書（郵便物については、郵便に関する条約に基づき、差出人が当該郵便物に貼り付け、又は添付した税関告知書その他の書面を含む。）その他の書類に記載されている当該物品の原産地に関する事項により税関長が認定するものとする。

3 第一項第三号に掲げる物品について法第八条の第二項又は第三項の規定の適用を受けようとする者は、特例申告書にその適用を受けようとする旨及び原産地証明書の発給を受けている旨を記載しなければならぬ。

4 原産地証明書は、その証明に係る物品の輸出の際（税関長がやむを得ない特別の事由があると認める場合には、輸出後その事由により相当と認められる期間内）に、当該物品の輸出者の申告に基づき原産地の税関（税関が原産地証明書を発給することとされていない場合には、原産地証明書の発給につき権限を有するその他の官公署又は商業会議所その他これに準ずる機関で、税関長が適当と認めるもの）が発給したものでなければならない。

5 原産地証明書の様式は、財務省令で定める。

別表第二（第二十六条関係）

一〇六（省略）

2 前項第二号に掲げる物品の原産地は、当該物品の種類、商標等又は当該物品に係る仕入書（郵便物については、郵便に関する条約に基づき、差出人が当該郵便物にはり付け、又は添付した税関告知書その他の書面を含む。）その他の書類に記載されている当該物品の原産地に関する事項により税関長が認定するものとする。

3 同上

4 同上

5 同上

別表第二（第二十五条関係）

番号	国又は地域名
一四〇 ～ 一	(省略)

別表第三（第二十六条関係）

一〇六 同上